

平成29年

第4回市議会定例会 議案第9号

函館市流水占用料等徴収条例の一部改正について

函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

函館市流水占用料等徴収条例（平成12年函館市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「から第25条まで」を「、第24条または第25条」に改める。

別表 2の表中「16円」を「17円」に、「23円」を「24円」に、「35円」を「36円」に、「46円」を「47円」に、「70円」を「71円」に、「93円」を「95円」に、「430円」を「440円」に、「660円」を「680円」に、「900円」を「920円」に、「390円」を「400円」に、「620円」を「630円」に、「850円」を「870円」に、「39円」を「40円」に、「770円」を「790円」に改め、同表備考第2項中「または物件」を「もしくは物件」に、「1平方メートルまたは1メートル未満」を「0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満」に、「は1平方メートルまたは1メートルとして計算するものとし、」を「、または」に、「その端数を1平方メートルまたは1メートルとして」を「、その全面積もしくは全長またはその端数の面積もしくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

河川法の規定を準用する河川に係る土地占用料の額を改定し、および  
占用に係る許可の面積等の計算方法を改め、ならびに規定を整備するた  
め